津波災害警戒区域の概要

津波災害警戒区域とは、

・津波が発生した際に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律第５３条第１項の規定により県知事が指定します。

・通称「イエローゾーン」と呼ばれ、区域や基準水位（浸水深に建築物等でのせき上げ高を加えた水位）を図面で表示します。

津波災害警戒区域に指定されると、

・市町において、地域防災計画に避難施設や避難場所等に関する事項を定めるとともに、津波ハザードマップの見直しなど、警戒避難体制の整備に取り組みます。

・地域防災計画で定められた避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）の所有者は避難確保計画を作成する必要が生じます。

・土地利用や開発行為に規制はかかりません。

国土交通省ホームページより

基準水位および津波災害警戒区域の指定事例